

監理技術者等の資格又は雇用関係の確認について

東京都水道局が発注する工事案件に配置する監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の資格又は雇用関係の確認については、契約担当部署において次のとおり行います。

- 1 公表期間中に、希望票兼予定監理技術者等調書の提出により工事希望申込をするとともに、監理技術者等が次の要件を満たしていること。
 - (1) 当該工事案件の希望締切日において雇用期間が3か月以上あること。
 - (2) 当該工事案件の請負金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）
以上となる場合は、開札日において他の工事に従事していないこと。※
※あらかじめ専任を要しない期日が明示されている場合、主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例（専任特例1号）の適用を受ける場合、監理技術者の専任配置の特例（専任特例2号）の適用を受ける場合、主任技術者の専任配置の特例（2以上の工事を同一の専任の主任技術者が管理できる工事）の適用を受ける場合、主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例（複数工事を同一とみなし同一の監理技術者等が管理できる工事）の適用を受ける場合及び営業所技術者等の工事現場への配置の適用を受ける場合を除く。
- 2 工事希望申込後に監理技術者等を変更する必要がある場合、予定監理技術者等変更理由書（様式は任意）を提出してください。
- 3 落札予定者となった方は、配置する監理技術者等の資格又は雇用関係を確認するため、次の書類を提出してください。なお、予定していた監理技術者等が1の要件を欠くこととなった場合、このときに新たな監理技術者等を配置して、予定監理技術者等変更理由書及び確認書類を提出してください。（後日の提出は認められません。）
 - (1) 監理技術者の場合
「監理技術者資格者証」の写し
「監理技術者講習修了証」の写し又は監理技術者資格者証の裏面に貼付される「監理技術者講習修了履歴」の写し
* 令和3年1月1日以降は、監理技術者講習の有効期限の起算日が、同講習を受講した日の属する年の翌年の1月1日となっており、同1月1日から5年後の12月31日が同講習の有効期限となります。
* 「監理技術者資格者証」で希望締切日においての3か月以上前から恒常的雇用確認できない場合は、別途確認できるもの（住民税特別徴収税額通知書の写し等）を提出してください。
 - (2) 主任技術者の場合
「雇用関係が確認できる書類」の写し
例) 住民税特別徴収税額通知書 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 等
- 4 3の時点で、契約担当者が監理技術者等の確認を行えなかった場合、その落札予定者の入札は無効となります。
- 5 建設共同企業体案件の場合は、第一順位構成員を含む構成員全員分の確認をします。
- 6 この取扱いは、令和8年4月1日以降に公表（公告）する工事案件を対象に適用します。